

日之影町農業委員会 第23回総会

開催日時 : 令和7年6月24日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 今村 浩二三 穂積 ミサ子
工藤 昭一 山本 英二 矢通 広信
一水 秀樹 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
中川 今朝久 押方 徹 甲斐 秀人 大村 直登

欠席委員 : 佐藤 陽子 委員

議事日程 : ① 議案第68号

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」

② 議案第69号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第70号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

④ 議案第71号

「非農地証明交付申請の承認について」

議長	<p>只今から23回の総会を開催いたします。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 4番 穂積 ミサ子 委員、5番 工藤 昭一 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。</p>
議長	<p>議案第68号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第68号朗読・説明)</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、今村委員の説明をお願いします。</p>
一水委員	<p>説明いたします。 現地については、事務局と6月13日に確認しました。 出し手の■■■■さんは■■■■歳で■■■■に現在1人でお住まいです。 受け手の■■■■さんは■■■■歳で、同じく■■■■にお住まいです。主に畜産と 水稲、ミニトマトを作付けされています。 申請地は■■■■集落内になり、■■■■さん宅の隣になります。 貸借期間は令和7年8月1日から令和17年7月31日までです。 ■■■■さんはお子さんが■■■■と、あとは高千穂に。休みの日は手伝いに帰っ てきているので、将来的には帰ってくると思われれます。 ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下 さい。</p>
議長	<p>新規の契約か。</p>
事務局	<p>新規です。 ■■■さんから■■■さんに移行するにあたりきちんと公社を通して契約をするということ です。</p>
議長	<p>■■■さん所の農地は他にもあるのか。</p>
事務局	<p>あります。</p>
工藤委員	<p>有償？ 無償？</p>
事務局	<p>無償です。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。 これより採決します。議案第68号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、 申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第68号は、申請のとおり承認することに決定しました。</p>

議長 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第69号朗読・説明)

議長 以上で説明は終わりました。続いて、穂積委員の説明をお願いします。

穂積委員 説明いたします。
現地については、事務局と6月10日に確認しました。
申請者の■■■さんは長期入院で、農業ができないということで、叔父にあたる■■■さんをお願いします、ということです。昨日も■■■さん、■■■さんに会って話を聞いております。
以上です。ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

穂積委員 ■■■さんのところは、畑は全部、栗はもう拾えないからとゆずを植えています。長男が早く亡くなり、長男の息子に名義変更していたけど農業ができない、ということで名古屋から帰ってきた■■■さんの次男が農業をするということです。地区の付き合いもしています。

議長 米を作っているのは2筆だけになるのか。

事務局 国道沿いの道下の2筆、■■■、■■■のみです。

梶田委員 駐在所下も手入れはしてあるが、米を植える状態ではない。

議長 ■■■の3筆は？

事務局 昨年まで■■■さんが作付けされていたと聞いていますが、今年は確認しておりません。確認します。

議長 中山間にも入っていると思うので確認はしっかりお願いします。

今回の3条では、■■■さんから長男の■■■君に変えて、長男が亡くなって■■■君に相続したわけだが、病気になって農業ができないので叔父さんに変更するという事です。

これだけの筆数と面積ですから、今のうちに叔父さんに名義変更してのちのち考えていかなくはいけない案件だと思います。

階段横の農地、それと竹藪の下、あと筆界未定の3筆は非農地の可能性があるのですが、今回は名義変更をし、のちのち非農地証明願いなりに提出してもらおうようにお願いします。

ほかに質疑はありませんか

これより採決します。議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、

申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第69号は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第70号朗読・説明)

議長 以上で説明は終わりました。続いて、工藤委員の説明をお願いします。

工藤委員 現地については、事務局と6月11日に確認しました。
譲渡人の[]さんは80歳前後とのことで、正確な年齢は確認できませんでした。現在[]にお住まいで、生家は[]さんの裏の家、[]氏跡です。現在は空き家となっています。
譲受人の[]さんは[]であります。
場所は、[]さんの家の裏です。敷地に面しており用水路を挟む形の土地ですが、用水路に影響しない工事を施工されるようです。
売買価格は擁壁設置費用込みで[]万円です。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

[] の50㎡だけ買取するということか。

事務局 補足説明します。写真にあるように奥の土地は[]さん名義で地目は山林となっています。1筆ではなくちゃんと分かれておりこのマーカー部分で筆界が消えています。別の土地です。申請地のみ地目が田で残っており、しかも農振地になっていたため、昨年、農振除外をした土地になります。

梶田委員 土地の価格はいくらになるのか。

事務局 工事費込みなので、土地代は[]万円超えるくらいです。

議長 今年度の4月から町へ権限移譲されて県知事ではなく、町長へ提出することになるが問題はないのか。

事務局 問題なし。

議長 用水が通っているようだが、工事には影響しないのか。

事務局 問題なし。

議長 ほかに質疑はありませんか。

これより採決します。議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第70号は、許可相当とし、今まで県知事に意見書を送付していましたが、4月より市町村に権限移譲されましたので、町長に意見書を提出します。

次に、議案第71号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第71号朗読・説明)

議長 以上で説明は終わりました。続いて、梶田委員の説明をお願いします。

梶田委員 現地については、事務局と6月5日に確認しました。
申請者の■■■■さんは■■■■地区に住んでおられた■■■■さんの息子さんにあたり、現在は■■■■市にお住まいです。
申請者の父親である■■■■さんが昭和57年に■■■■町へ転出され、それ以来、管理をしていません。平成10年に■■■■さんが逝去され■■■■さんが相続された土地になります。県道から徒歩で30分近くかかり、農地としての復元は難しく利用も困難なため非農地判断の申請をされました。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

梶田委員 補足説明しますが、■■■■さんの家の近くから上に歩いていくしかなく、もちろん車も通らない道です。道の入り口に木が植えてあって目印はありますが、知らない人はいけないようなところでした。

議長 写真を見る限りで、かなり山の上のようで、到底農地としては機能しないようである。申請者のほかにも農地を所有している人がいるのではないか。

なかなか行けるところではないので、所有者が分かれば非農地証明するなり手だてを早めをお願いしたい。

ほかに質疑はありませんか。

これより採決します。議案第71号「非農地証明交付申請の承認について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第71号は、申請のとおり承認することに決定しました。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。ありがとうございました。